

## 普代村おためしU愛Jターン移住体験事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本村に移住を検討する者等に対し村内における生活を体験する機会を提供することにより、本村の魅力ある情報発信、移住及び二地域居住促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) おためしU愛Jターン移住体験事業 本村に移住を検討する者等に対し体験施設を利用させ村内における生活を体験させる事業をいう。
- (2) 体験施設 普代村自然体験学習施設をいう。

### (体験施設)

第3条 おためしU愛Jターン移住体験事業において利用させる体験施設は次のとおりとする。

名称	位置
普代村自然体験学習施設	普代村第24地割字鳥居7番地1

### (参加資格)

第4条 おためしU愛Jターン移住体験事業（以下「事業」という。）に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本村に移住及び二地域居住を検討する者、又は、本村で芸術等創作活動を行う者
- (2) モニター発信（事業に参加した者が当該参加した結果に係る情報を発信することをいう。）をすることができる者
- (3) 事業の参加に要する経費を支払うことができる者
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者
- (5) 第9条各号に掲げる事項を遵守することができる者

### (参加申請)

第5条 事業に参加しようとする者の代表者は、普代村おためしU愛Jターン移住体験事業参加申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を村長に提出するものとする。

### (参加決定)

第6条 村長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、事業の参加を認めるときは、普代村おためしU愛Jターン移住体験事業参加決定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

2 村長は、第4条に規定する事業に参加することができる者であって当該参加を希望するものが、その募集の数を超えるときは、次項に定める優先順位により事業に参加する者を決定するものとする。

3 前項の決定に係る優先順位は、次に掲げる順序による。

- (1) 過去に事業に参加したことがない者
- (2) その体験施設を利用する者の人数が多数である者

4 村長は第2項の決定をする場合において、前項の優先順位によりがたいときは抽選により事業に参加する者を決定することができる。

### (利用期間)

第7条 体験施設の利用期間は、7日以内とする。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

### (協力金)

第8条 体験施設の利用料は無料とする。ただし、利用者1人に付き1日500円の清掃等協力金（以下「協力金」という。）として、村長が別に定める期日までに納付しなければならない。

2 協力金は、清掃費及び寝具洗濯料に要する費用に充てるものとする。

3 既に納付した協力金は、還付しない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用者の遵守事項）

第9条 利用者は、体験施設の利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守及び就寝時に施錠する等体験施設を善良に管理すること。

(2) 体験施設の鍵を紛失したときは、速やかに村長にその旨を報告する。

(3) 火気の取扱いに注意するとともに、冬期間にあつては、水道の凍結防止に配慮すること。

(4) 備付けの備品及び什器類を適切に取り扱うこと。

(5) ごみを決められたルールに従い分別、排出すること。

(6) 退去する際には、室内の清掃をし、速やかに体験施設の鍵を村長に返却すること。

(7) その他体験施設の利用に関し村長が必要と認める事項

（制限される行為）

第10条 利用者は、体験施設において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第8号に掲げる行為に該当する場合であつて身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他これに相当する動物を飼育するときその他村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 利用者以外を利用させること。

(2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する広域を行う会場として体験施設を利用すること。

(3) 興業の用に供するために体験施設を利用すること。

(4) 展示会その他これに類する催しを開催すること。

(5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行う会場として体験施設を利用すること。

(6) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(7) 体験施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

(8) 犬、猫その他の動物を飼育すること。

(9) その他体験施設の利用にふさわしくない行為をすること。

（明渡し）

第11条 利用者は、体験施設の利用期間が終了したときは、村長と協議の上、通常の利用に伴い生じた体験施設の損耗を除き、体験施設を原状に回復して明け渡さなければならない。

2 利用者は、前項の規定により明渡しをするときは、当該明渡しの日をあらかじめ村長に通知しなければならない。

（立入り）

第12条 村長は、体験施設の防火、構造の保全その他の体験施設の管理上特に必要があると認めるときは、利用者の承諾を得て、体験施設内に立ち入ることができるものとする。

（損害賠償）

第13条 利用者は、故意又は過失により体験施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、前項に規定する損害が発生したときは、直ちに村長に報告しなければならない。

（事故免責）

第14条 体験施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該体験施設内又は体験施設の周辺で発生した事故に対しては、村は、その責任を負わないものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、政策推進室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

普代村おためしU愛Jターン移住体験事業参加申請書

年 月 日

普代村長 様

申請者 住所  
氏名

印

普代村おためしU愛Jターン移住体験事業への参加について、次のとおり申請します。

参加区分	<input type="checkbox"/> 新 規	<input type="checkbox"/> 2回目以上 ( 回目)
利用期間	年 月 日から	年 月 日まで
参加目的		

申請代表者情報			
フリガナ 氏名	年齢		生年月日
	歳	T・S・H	年 月 日
連絡先	自宅電話番号	携帯電話番号	
	FAX	Eメール	
職業	村内での移動手段		

代表者以外の利用者情報				
フリガナ 氏名	代表者との続柄	年齢	生年月日	職業
		歳	T・S・H 年 月 日	
		歳	T・S・H 年 月 日	
		歳	T・S・H 年 月 日	
		歳	T・S・H 年 月 日	
		歳	T・S・H 年 月 日	

その他	普代村滞在中に行いたいことや質問等があればご記入ください。
-----	-------------------------------

普代村おためしU愛Jターン移住体験事業参加決定書

普総第 年 月 日 号

様

普代村長

年 月 日付けで申請のありました普代村おためしU愛Jターン移住体験事業への参加について、普代村おためしU愛Jターン移住体験事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり参加を決定します。

なお、体験施設の利用にあたっては、同要綱その他関係法令を遵守し、適正に使用してください。

記

1 代表利用者 氏 名  
住 所

2 利用人数 人

3 体験施設 名 称 普代村自然体験学習施設  
所在地 岩手県下閉伊郡普代村第 24 地割字鳥居 7 番地 1

4 利用期間 年 月 日 ( ) から 年 月 日まで

5 清掃協力金 円  
(※清掃料、寝具洗濯料の費用)